

## 法案の全体像(匿名加工医療情報の円滑かつ公正な利活用の仕組みの整備)

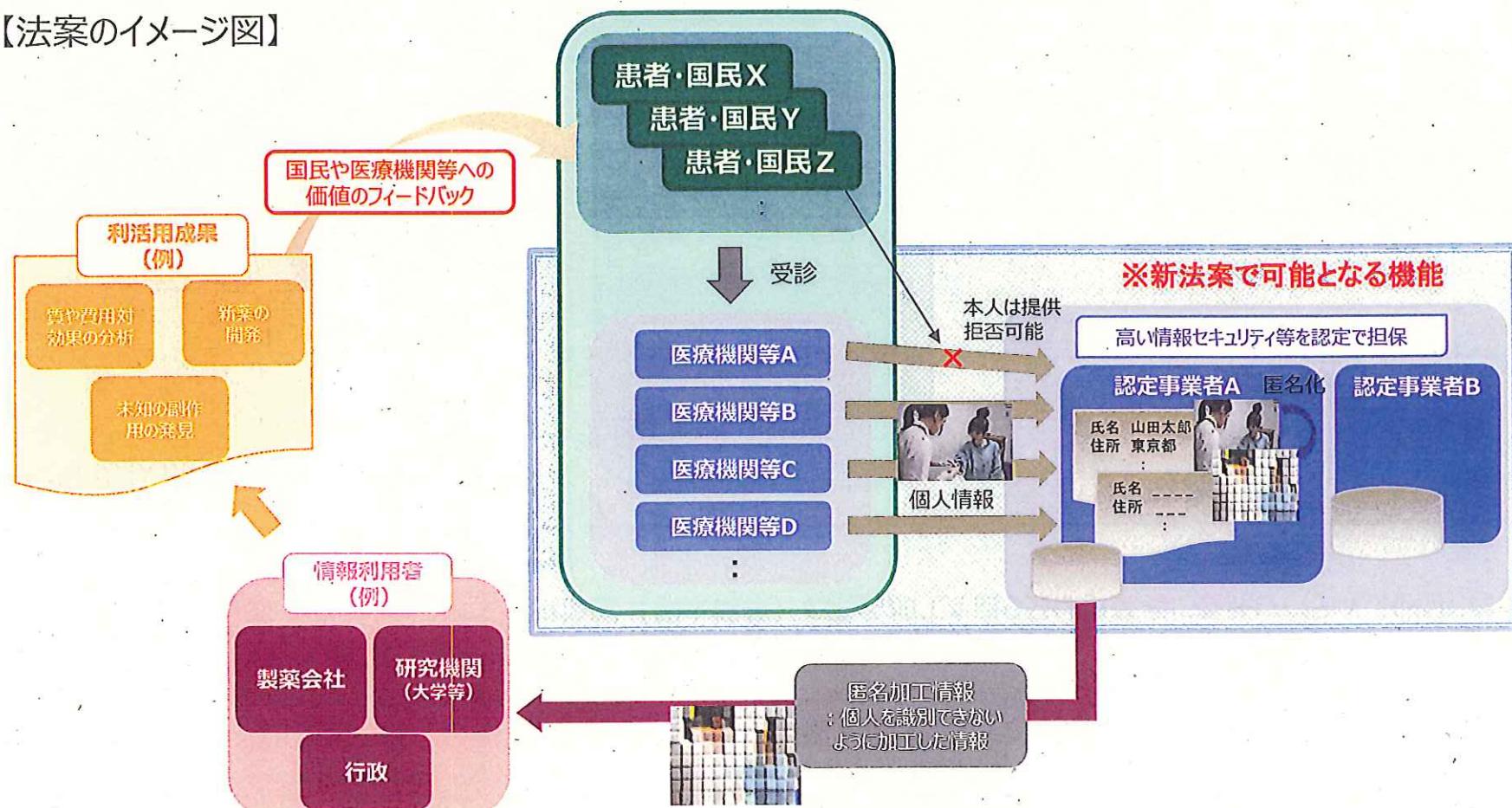
個人の権利利益の保護に配慮しつつ、匿名加工された医療情報を安心して円滑に利活用することが可能な仕組みを整備。

①高い情報セキュリティを確保し、十分な匿名加工技術を有するなどの一定の基準を満たし、医療情報の管理や利活用のための匿名化を適正かつ確実に行うことができる者を認定する仕組み（＝認定匿名加工医療情報作成事業者）を設ける。

②医療機関等は、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対し、医療情報を提供できることとする。

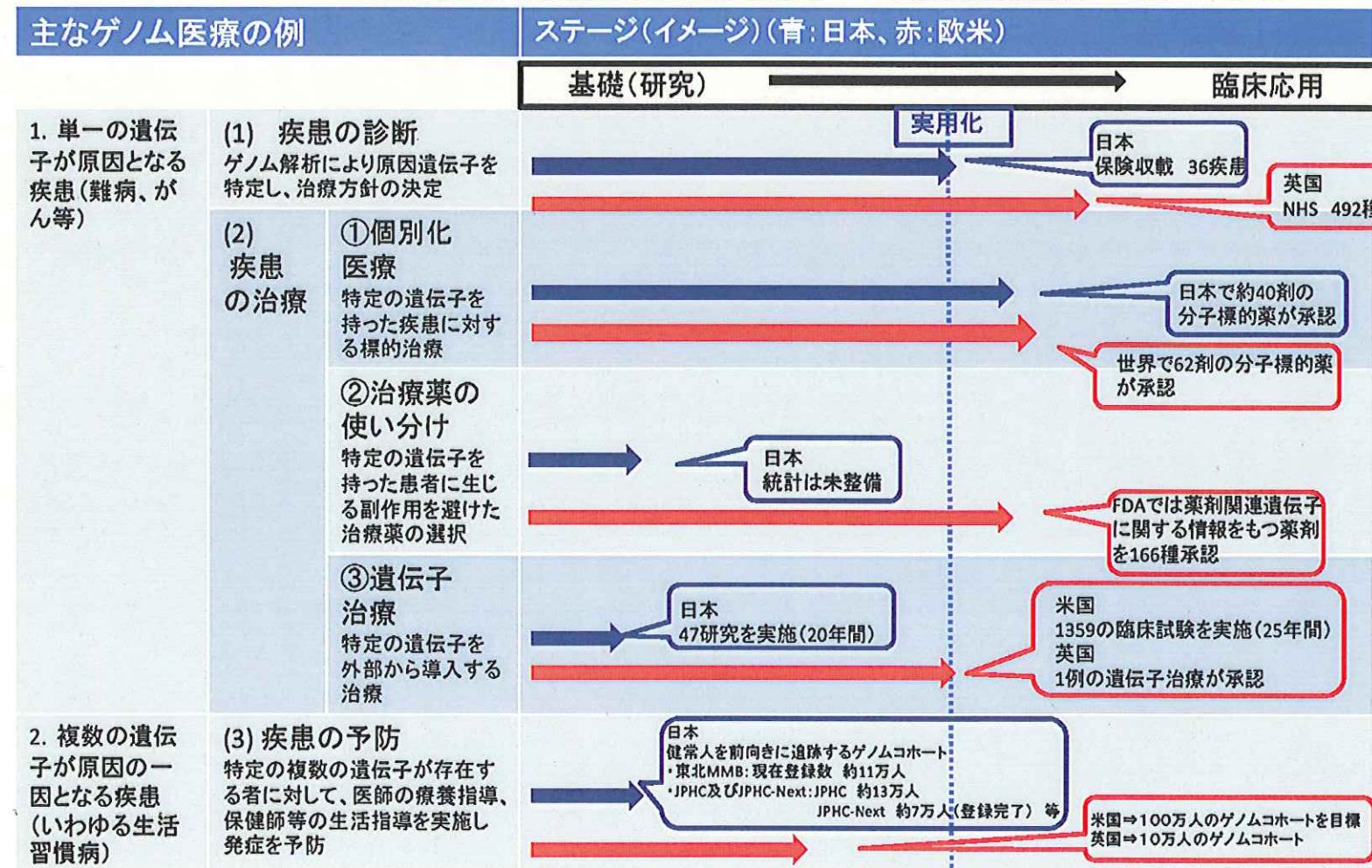
認定事業者は、収集情報を匿名加工し、医療分野の研究開発の用に供する。

【法案のイメージ図】



## ゲノム医療の現状

1. 単一の遺伝子が原因となる疾患(一部の難病、がん等)のゲノム医療は、臨床で一部実用化されている。
  2. 環境因子の寄与も大きいとされるが、複数の遺伝子が原因の一因となる疾患(いわゆる生活習慣病)については、発症予防への効果が期待されているが、臨床応用としてはまだ研究段階にある(一部が消費者向け遺伝子検査ビジネス(DTC遺伝子検査)として提供されている。)。
- \*ゲノム医療の実用化に向けた我が国の取組は欧米に比べ出遅れていることから、実用化を加速させる必要がある。



# ゲノム医療の実用化に向けた基盤整備の概要

臨床ゲノム情報統合  
データベース整備事業

ナショナルセンターバイオ  
バンクネットワーク(NCBN)

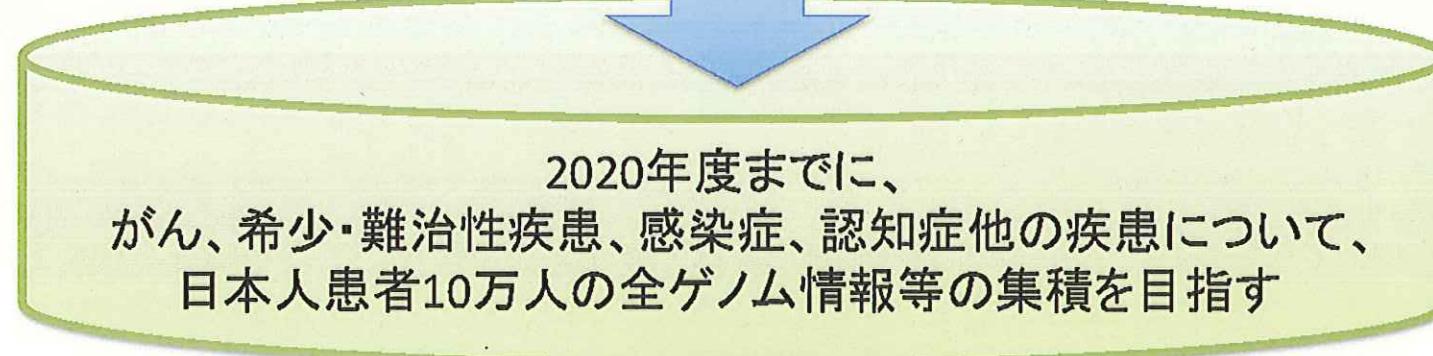
新興・再興感染症に対する  
革新的医薬品等開発推進研究事業

認知症研究開発事業

革新的がん医療実用化研究事業

難治性疾患実用化研究事業 等

臨床情報、ゲノム解析情報等



ゲノム医療の実用化研究等への利活用  
ゲノム医療への実装

## ゲノム編集学会VS国

### ヒト受精卵 審査巡り委員会解散

狙つた通りの選手を改変できるか／／編集をヒトう求めの学会に対し、内閣府は「協力する立場」でのあり方をめぐり、内閣府と関連学会が対立している。反対した学會側は17日、研究の

妥当性などを審査する会員の委員会の解散を決定し、審査を経ない研究が行われる可能性を示してくる。

これまで学會側は、審査のためのマニアルの原案を作成するなど、積極的に協力する意向を示してきた。ただ、学會に所属しない研究者にも倫理的なルールを守ってからうじとくつかせないと言明。「学會責にどうぞまらない影響力を確保するためにも国のお墨付きが必要だ」として、国の責任で審査を実施するよう求めていた。

だが、政府側事務局の内閣府は、「国は学會に協力する立場」の説明を繰り返している。オフチャバーであり主体的な責任は学會にあるとの見解の筋ではない。

学會側は国の姿勢が専門関係を崩したこと、関連4学会理事長で先週末に協議。会員一致で委員会の解散を決定し、17日付で内閣府に伝えた。学會側は「責任の所在があいまいで、きちんととした審査ができる。ゲノム編集は日進月歩で、早急な対応が必要であることは確か。仕切り直して、改めて体制を整備するべきだ」と語った。

(竹石透子、佐藤達仁)

出典：朝日新聞 2017年4月19日付

## ゲノム研究審査「国が責任」

### 菅官房長官

ゲノム編集をヒト受精卵などに使う研究の審査のあり方について、菅義偉官房長官は19日の記者会見で、「国として責任ある閣与をすべきと考えている」と述べた。審査をめぐり、「国の責任」を求める関連学会など、「協力する立場」とする内閣府が対立していたが、菅氏が国の閣与の強化を認めた形だ。

菅氏は「責任ある閣与」

の方針について、「政治と関連学会にきちんと説明する」と述べ、「今まで以上に学會との連携を密にした」と語った。

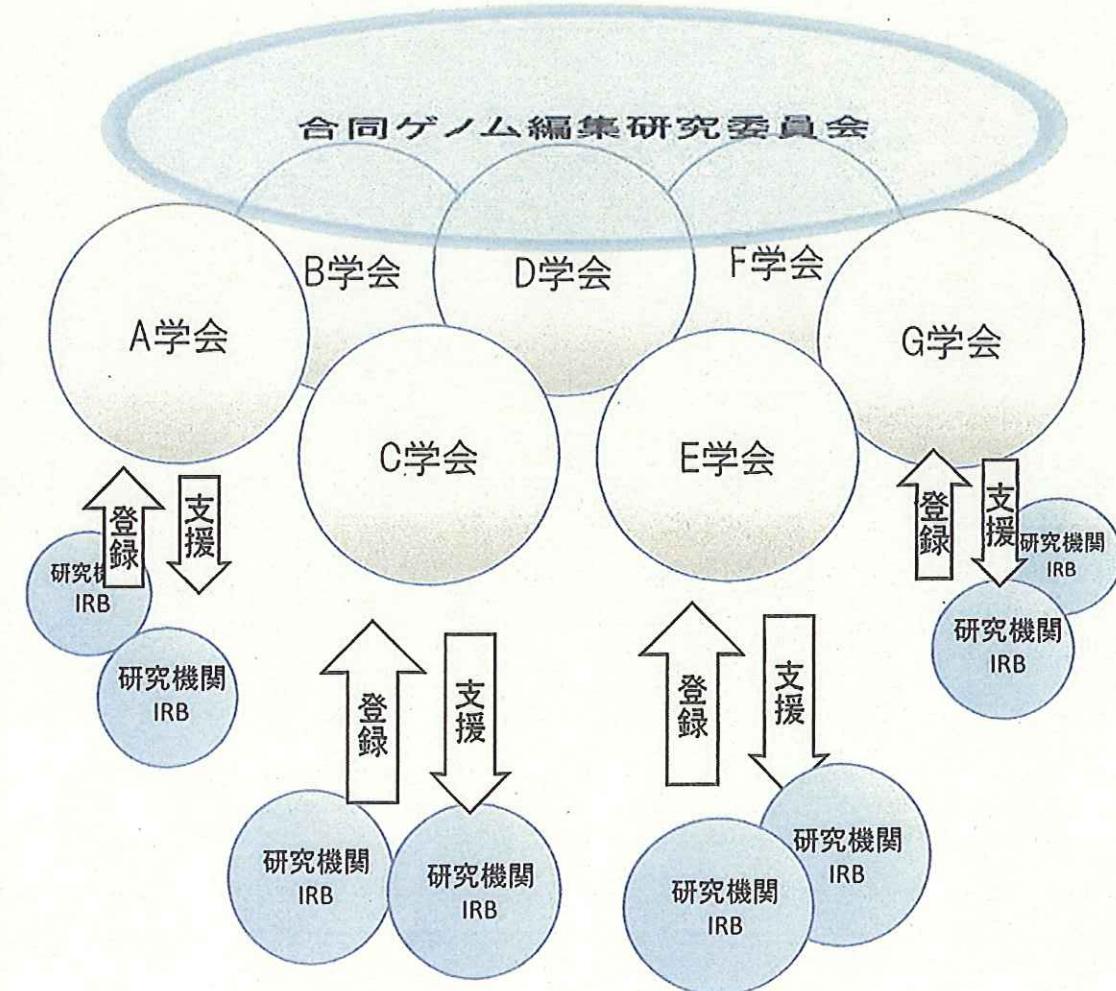
出典：朝日新聞 2017年4月20日付

## ヒト受精胚にゲノム編集技術を用いる研究機関への支援体制(調整案)

資料3

### ゲノム編集技術研究のための取組み

- 1 各学会は、当学会に所属する会員による研究の倫理審査等を支援するため、当該研究を行おうとする会員機関から研究内容と倫理審査委員会での審査内容を報告させ、適切な研究を登録することで不適切な研究を排除するよう努める。
- 2 各学会は、研究内容が適切か、倫理審査委員会が適切に審査したのか、実施体制に問題がないかを協力して、評価するための場(合同ゲノム編集研究委員会(仮称))を設ける。また、事例の集積に努め、研究計画や実施方法の留意点をまとめたマニュアルの作成・改良を担う。
- 3 各学会は、2の評価を参考にして、登録申請のあった研究機関と連携を密にして、具体的な支援方法を検討し、支援を実施する。
- 4 各学会は、生命倫理専門調査会及び内閣府事務局と協力し、支援策に関する活動が円滑に進むように努める。



## 組織再編後の関係部局の定員について

(単位:人)

再編前	28年度末定員
医薬・生活衛生局	299
本局	157
生活衛生・食品安全部	142
労働基準局	367
本局	283
安全衛生部	84
職業安定局	247
本局	120
派遣・有期労働対策部	60
雇用開発部	67
雇用均等・児童家庭局	154
職業能力開発局	88

	再編後	29年度末定員
医薬・生活衛生局		307
本局		258
安全衛生部		86
職業安定局		234
本局		157
雇用開発部		77
雇用環境・均等局(仮称)		103
子ども家庭局(仮称)		103
人材開発統括官(仮称)		100

出典：厚生労働省

## 3 厚生労働省設置以降の定員の推移及び増減の主要要因

年 度	年度末定員(人)	増減等の主な内訳
平成12年度	100,618	—
平成13年度	99,098	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立健康・栄養研究所の独立法人化(▲44人)</li> <li>・座乗安全研究所の独立法人化(▲51人)</li> <li>・座乗医学総合研究所の独立法人化(▲77人)</li> <li>・減員(▲899人)</li> <li>・社会保険庁 211人</li> <li>・地方労働 171人</li> </ul>
平成14年度	99,086	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲908人)</li> <li>・社会保険庁 428人</li> <li>・地方労働 181人</li> </ul>
平成15年度	99,260	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲929人)</li> <li>・社会保険庁 185人</li> <li>・食品安全対策推進体制 42人</li> <li>・地方労働 182人</li> </ul>
平成16年度	55,526	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立病院の独立行政法人化(▲43, 548人)</li> <li>・減員(▲879人)</li> <li>・社会保険庁 292人</li> <li>・地方労働 245人</li> </ul>
平成17年度	55,319	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲1, 149人)</li> <li>・社会保険庁 356人</li> <li>・地方労働 370人</li> </ul>
平成18年度	54,899	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲1, 563人)</li> <li>・検疫所 21人</li> <li>・麻薬取締 19人</li> <li>・社会保険庁 500人(国民年金保険料の収納体制)</li> <li>・職業安定 96人(労務所出所者等の就職支援対策)</li> <li>・労働基準 157人(アスペスト対策)</li> </ul>
平成19年度	54,300	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲1, 734人)</li> <li>・検疫所 23人</li> <li>・麻薬取締 15人</li> <li>・社会保険庁 500人(国民年金保険料の収納体制の強化)</li> <li>・職業安定 195人(労務所出所者等の就職支援対策)</li> <li>・労働基準 58人(アスペスト対策)</li> </ul>
平成20年度	51,733	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国健康保険協会設立による社会保険庁の一部業務廃止(▲2, 000人)</li> <li>・減員(▲1, 565人)</li> <li>・麻薬取締 16人</li> <li>・検疫所 24人</li> <li>・職業安定 114人(生活保護受給者等の就労支援体制強化等)</li> <li>・労働基準 69人(長時間労働抑制のための監督指導体制整備)</li> <li>・社会保険庁 180人(健保・厚年の適用対策の充実・強化)</li> </ul>
平成21年度	38,608	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構に伴う社会保険庁の廃止(▲12, 280人)</li> <li>・減員(▲2, 014人)</li> <li>・麻薬取締 13人</li> <li>・検疫所 56人</li> <li>・新型インフルエンザ対策 18人</li> <li>・フリーター等不安定就労者等の就労支援体制の強化 101人</li> <li>・労働者派遣事業に係る指導監督体制の強化 103人</li> </ul>
平成22年度	32,599	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立高度専門医療研究センターの独立法人化(▲5, 680人)</li> <li>・減員(▲1, 011人)</li> <li>・新型インフルエンザ対策 7人</li> <li>・麻薬取締の強化 13人</li> <li>・検疫所の体制強化 56人</li> <li>・非正規労働者対策の体制強化 308人</li> </ul>

年 度	年度末定員(人)	増減等の主な内訳
平成23年度	32,485	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲744人)</li> <li>・求職者支援制度の施行 206人</li> <li>・検疫所の体制強化 40人</li> <li>・麻薬取締の強化 12人</li> </ul>
平成24年度	32,213	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲870人)</li> <li>・大卒者等の就職支援体制の強化 156人</li> <li>・貧困・格差対策の体制強化 5人</li> <li>・子ども・子育て新システムに向けた体制強化 2人</li> <li>・被災者に対する公共職業安定所の就職支援体制の強化 20人</li> <li>・東電福島第一原発における労働者の健康確保体制の強化 9人</li> <li>・震災で親を亡くした子ども等の心のケア体制の強化 2人</li> <li>・B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金支給に係る体制強化 8人</li> </ul>
平成25年度	31,848	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲910人)</li> <li>・生活保護受給者・大卒者等の就労支援の強化 111人</li> <li>・健康障害防止対策等の監督体制の強化 64人</li> <li>・輸入食品の審査・検査体制の強化等検疫体制の強化 28人</li> <li>・生活保護(医療扶助)適正化対策の推進 12人</li> <li>・生涯現役社会参加促進 実現支援 11人</li> <li>・難病対策・感染症対策等の強化 9人</li> <li>・違法ドラッグ監視体制の強化 8人</li> <li>・医療関連分野におけるイノベーションの推進 7人</li> <li>・水道施設の復興体制の強化、福島の雇用対策強化 41人</li> </ul>
平成26年度	31,721	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲645人)</li> <li>・医療・介護連携推進のための体制整備 7人</li> <li>・失業なき円滑な労働移動の実現のための学び直しや再就職の支援等 89人</li> <li>・過重労働など若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導の強化 50人</li> <li>・輸入食品の審査・検査等検疫所の体制強化 20人</li> <li>・指定薬物取り締まり等、麻薬取締体制の強化 9人</li> <li>・再生医療等の安全体制の構築 6人</li> <li>・土ボラ出血熱対策に係る検疫体制の強化及びエボラ出血熱の流行における感染症対策 32人(緊急増員分)</li> <li>・危険ドラッグの取扱い徹底等に伴う麻薬取締部の体制強化 29人(緊急増員分)</li> </ul>
平成27年度	31,780	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲690人)</li> <li>・空港等の対人検疫体制及び輸入食品の審査・検査体制の強化 24人</li> <li>・技能実習生に係る労働基準監督署における監督指導体制の強化 35人</li> <li>・若者雇用の総合的対策や障害者に対する差別禁止・合理的配慮義務の円滑な施行 35人</li> <li>・年金記録訂正手続の実施に必要な体制整備に伴う総務省からの再配置 204人</li> <li>・観光立国への推進のための検疫体制の強化 21人(緊急増員分)</li> </ul>
平成28年度	31,721	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲646人)</li> <li>・観光立国への推進のための検疫体制の強化 29人</li> <li>・情報セキュリティ対策の強化 16人</li> <li>・女性活躍・働き方改革等のための都道府県労働局の体制強化 83人</li> <li>・障害者、非正規、地域雇用対策及び労働者派遣制度の指導監督における都道府県労働局の体制強化 116人</li> <li>・過労労働対策等のための労働基準監督署における監督指導体制の強化 59人</li> <li>・観光立国への推進のための検疫体制の強化 21人(緊急増員分)</li> </ul>
平成29年度 (予定)	31,654	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減員(▲646人)</li> <li>・観光立国推進のための検疫体制及び輸入食品の監視体制の強化 63人</li> <li>・長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化のための労働基準監督署の監督体制の強化 72人</li> <li>・同一労働同一賃金の実現のための都道府県労働局の体制の強化 13人</li> </ul>

注1)「増減等の主な内訳」については、厚生労働省「機構・定員査定(概要)」、総務省「機構・定員等審査結果」と内閣人事局「機構・定員等審査結果」等を基に記載している。

注2)減員には、定員合理化の他に他省庁への振替減、限時到来による減、アッショーアンダード等が含まれる。

注3)増員事項は、定員の振替を含んだものである。

(資料出所) 厚生労働省

出典:厚生労働調査室